

○国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

平成28年 4 月 1 日訓令第29号

改正

平成29年 4 月25日訓令第37号

平成30年 3 月29日訓令第27号

国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、執行機関の附属機関及びこれに類似する懇談会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営について、法令の定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例に基づき設置するものをいう。

2 この要綱において、「懇談会等」とは、法律又は条例に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、市政に対する市民意思の反映等を目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 市職員（嘱託員及び臨時職員を含む。）のみを構成員とするもの
- (2) 他の地方公共団体、関係機関等の団体が構成員となって組織され、構成員の負担金等により運営されているもので、市に事務局が置かれているもの

(附属機関の設置)

第 3 条 附属機関の設置に当たっては、合議制機関としての機関意思の表明を行うという附属機関の基本的性格を考慮し、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は市民意思の反映を特に必要とすること。
- (2) 機能、目的及び所掌事項が明確であること。
- (3) 既に設置されている附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複していないこと。

(附属機関の委員の数)

第 4 条 附属機関の委員の数は、10人以内とする。ただし、法令に定めがある場合又は特別な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(附属機関の委員の選任)

第 5 条 附属機関の委員の選任は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 委員の男女比については、男女平等・男女共同参画を推進するため、男性委員及び女性委員の割合がそれぞれ全委員の3割以上となるよう努めること。
 - (2) 公正を確保し得る委員構成とし、幅広く市民の意見を反映させることが設置の目的である場合は、公募による市民委員を置くこと。なお、公募による市民委員の選任に当たっては、年齢構成、居住地域等の均衡に十分配慮すること。
 - (3) 公募による市民委員については、他の附属機関の公募による市民委員の職にある者を委員に選任しないこと。なお、委員の募集に当たっては、その旨を明示すること。
 - (4) 団体推薦による委員については、できる限り他の附属機関の団体推薦による委員の職にある者以外から選任するよう努めること。
 - (5) 附属機関の審議の公正を確保するため、市職員（嘱託員及び臨時職員を含む。）は、法令に定めがある場合又は附属機関の性質に照らして特に必要がある場合を除き、委員に選任しないこと。
 - (6) 委員の在任期間は、委員就任時において通算して、原則として6年を超えないこと。ただし、専門知識の導入等のため特に必要がある場合は、この限りでない。
- 2 附属機関の委員の選任に当たっては、職員課長、行政管理部長及び政策経営課長を経て政策経営部長に合議し、市長の決裁を受けなければならない。

（附属機関の運営）

第6条 附属機関の運営は、原則として、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 運営に関する基本事項は、当該附属機関の委員の任期ごとの最初の会議において確認し、これを明らかにすること。
- (2) 会議を開催するに当たっては、開催日程、開催場所及び公開の可否等の情報を、市ホームページ等により事前に市民に周知するよう努めること。
- (3) 委員の氏名、任期及び選出区分については、原則として市ホームページにおいて公表すること。
- (4) 附属機関の会議は、法令等で定めがある場合又は非公開とする特別の事由がある場合を除き、原則として公開すること。
- (5) 附属機関は、会議を開催したときは、原則として発言委員名を明らかにした会議録等を作成するものとし、会議録等の公開については、会議が公開のときは公開し、会議が非公開のときは、国立市情報公開条例（平成14年12月国立市条例第35号）第6条の規定に準じて公開の可否について決定すること。なお、公開とした会議録等は、原則として市ホームページにおいて

公表するものとする。

(6) 附属機関は、委員にしょうがいをもつ者がいる場合には、当該委員が会議内容を理解でき、又は意見等を他の委員に十分に伝えることができるよう会議の運営に努めること。

(7) 特に必要がある場合には、附属機関の委員に補助員等を置くことを可能とすること。

(懇談会等の設置)

第7条 懇談会等の設置に当たっては、委員個人の意見表明又は意見交換の場であるという懇談会等の基本的性格を考慮し、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 懇談会等については、原則として審議会、審査会、調査会等の附属機関と紛らわしい名称を用いないこと。

(2) 懇談会等における意見は、個々の委員の意見表明とし、懇談会等においては、機関意思の表明と紛らわしい諮問及び答申の形式をとらないこと。

(3) 懇談会等は、委員の意見を集約する性格を有しないことから、会議の定足数及び採決の方法については定めないこと。

(懇談会等の委員の選任)

第8条 懇談会等の委員の選任については、第5条の規定を準用する。

(懇談会等の運営)

第9条 懇談会等の運営については、第6条の規定を準用する。

(懇談会等の委員の謝礼)

第10条 懇談会等の委員の謝礼は、国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の規定による附属機関の委員の報酬の額を超えない範囲で、役務の提供又はその提供に要した経費を償うための費用としての性格を考慮し、別途定めるものとする。

(報告)

第11条 附属機関等を所管する各部長は、附属機関等の開催回数、男女比等の委員構成、委員の任期及び再任回数その他運営状況等について、毎年度、政策経営部長に報告するものとする。

付 則

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に行う附属機関等の新たな設置又は委員の改選について適用する。ただし、既に設置されている附属機関等において、当該附属機関等の了承を得たときは、この限りでない。

付 則（平成29年 4 月25日訓令第37号）

この訓令は、平成29年 4 月25日から施行する。

付 則（平成30年 3 月29日訓令第27号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。